

事務連絡
令和元年8月30日

申込者各位

一般社団法人家畜改良事業団
家畜改良技術研究所遺伝検査部

消費税率変更に伴う検査料の取り扱いについて（直接申込み）

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

当部の事業推進につきましては、日頃より種々ご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、令和元年10月1日より実施予定の消費税率変更に伴い、下記のとおり、検査料の取り扱いをさせていただきたく存じます。

何卒ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 遺伝子型検査（ゲノミック評価を除く）の申込みについて、令和元年9月17日（火）までに遺伝検査部に申込書と試料が到着したものについては、現行検査料（消費税率8%）で取り扱う。
2. 令和元年9月18日（水）以降の到着であっても、令和元年9月30日（月）までに検査が終了し、検査成績報告書と請求書を発行できるものについては、現行検査料（消費税率8%）で取り扱う。
3. その他、令和元年10月1日以降に検査成績報告書と請求書を発行するものについては、新検査料（消費税率10%）で取り扱う。

以上